

国内武力紛争の解決と民族問題

狐崎知己



1 中米和平プロセスの現状

1987年8月、中米首脳会談(エスキプラスII)において中米5カ国首脳は、紛争の交渉による解決と国際検証、民主化と発展の促進を目的に「中米における確固たる持続的な平和確立のための手順」に署名した。この合意をもって、中米地域および各国の和平プロセスの枠組みと目的が初めて規定されることとなった。ニカラグアとエルサルバドルでは停戦と武装解除、自由選挙が実現したものの、「手順」と両国の和平合意が目指す民主化と発展に向けて順調な進展が見られるとは言いがたい*1。

このため、和平を単なる停戦と武装解除に限定するのではなく、国内合意形成と国際支援をもとに紛争の諸原因の解決を目指す一貫したプロセスとして捉える研究が、紛争解決理論の研究者を中心に進められている*2。国連用語を用いるならば、平和維持と平和の建設を一貫したプロセスとして

写真：1994年1月に、メキシコから200家族の難民が、チャクラ農園(ウエウエテナンゴ県)に帰還した。



洗濯をする農民

捉える手法であり、和平プロセスは「火事を消すためだけではなく、その原因の除去にも適用される」というガリ事務総長の発言にも通ずるものがある^{*3}。

平和の建設とは紛争の諸原因の解決に他ならないが、そのためには原因の特定化とならんで解決方法に関する国内の合意形成が必要とされる。通常、和平合意には停戦合意に加えて、紛争の諸原因の解決を目的とする政治、経済、社会、文化の諸領域における改革に関する基本的合意と検証メカニズムが盛り込まれる。この検証メカニズムが機能し、諸合意が履行されて初めて和平プロセスが完了するのである。

ニカラグアとエルサルバドル両国の和平合意においてもさまざまな改革と検証メカニズムが盛り込まれているが、予定どおりには履行されていない。その原因として、紛争解決理論から指摘しうるのが、和平合意と検証メカニズムの形成過程そのものもつ問題点である。なかでも、合意形成が紛争の直接当事者のみの中で進められ、国内社会の主要な組織集団の参加が十分に保障されていなかった点、および停戦後の諸改革に関する検証メカニズムへの国際支援が不十分である点がもっとも重要であろう。さらに、合意前には予期しえなかった問題点として、ネオリベリズムが和平

プロセスに及ぼす否定的影響を挙げなければならない。

一般に、紛争の原因解決には停戦に必要とされる以上のコストと時間が要求されるが、紛争の犠牲者への補償や支援には一刻の猶予も許されない。さらに、和平合意に盛り込まれた諸改革の履行には、幅広い国内合意に支えられた国家の強い権限と指導力が必要とされる。ところが、中米諸国を席卷しているネオリベリズムは、国家が保障すべき人権保障の概念を政治的市民的権利に限定し、経済的社会的権利を個人の問題に転換するなど、国家の権限を可能な限り縮小する政策志向を有している。周知のように、そのコストを集中的に負担しているのが、もっとも脆弱性の高い人々、とりわけ紛争の直接の犠牲者である国内避難民や帰還難民である。また、実質賃金の低下や国営企業の民営化に反対する大規模なストや社会紛争が頻発するなど、ネオリベリズムにもとづく諸政策によって国内社会に新たな亀裂が生じていることも、平和の構築に必要な国内合意形成への困難をもたらしている。

このようにニカラグアとエルサルバドル両国の和平プロセスがさまざまな障害に直面しているなか、グアテマラにおける和平プロセスが1990年3月のオスロでの基本合意以来、もっとも重要な局面を迎えている。94年3月29日、グアテマラ政府・軍部とURNG（グアテマラ民族革命連合）との間で包括的人権合意が締結され、12月に予定されている「確固たる持続的和平」合意の調印と武装解除へ向けて、植民地時代以来のグアテマラ社会の根幹に係わる諸問題の改革をめぐって本格的交渉が開始されたのである。

人権合意の締結後も筆者の手元には、グアテマラの複数の人権団体や民衆組織から超法規的殺害や誘拐、拷問、脅迫などの人権侵害を告発するフ

アックスが毎週のように届いており、早くも合意への反動が出始めていると見られる。また、1993年7月に起こったUCN（国民中道連合）の党首ホルヘ・カルピオの殺害事件の真相調査に従事していた大統領の親族でさえもが、暗殺予告を受けて合意締結の4日後に国外亡命を強いられている。このため、和平交渉のスケジュールの遅れと相まって、和平の進展に対する悲観論が強まっている*4。

他方、グアテマラの国内武力紛争を1980年代の中米紛争の残り火のように捉え、冷戦構造が解体したいま、自然消滅するかのような論調も散見される。このような視点は、国際環境の変化および政府軍とURNG間の軍事力の圧倒的な非対称性にもかかわらず、30年以上にわたってゲリラ活動が続けられてきた同国の歴史的構造的な文脈を軽視するものであるうえ、停戦と和平の区別もしておらず、適切ではない。

たしかに、URNGが1990年前後に至るまで標榜してきたイデオロギーや武力による国家権力の奪取という方法が時代遅れになったことは、URNG自身が明確に認識している点であろう。同様に、紛争の原因を構成する土地制度や軍部の強大な権限をはじめとするグアテマラ社会の構造も時代錯誤的であり、何らかの改革が必要である点については、オリガルキーと軍部の一部を除いてコンセンサスが形成されつつある。

ところが、この「時代遅れ」の武力紛争を解決し、持続的平和の確立を目指すメカニズムおよび交渉アジェンダには、きわめて現代的かつ紛争解決のひとつのモデルとなりうる要素が見られるのである。現代的とは、和平交渉のなかで「先住民民族のアイデンティティと権利」が独立した交渉アジェンダとして組み込まれたことを意味する。グアテマラをはじめ、アメリカ大陸における近年の先住民運動の高揚と先住民の政治主体として

クロノロジー

1987年 8月	中米和平合意（エスキプラスII）
9月	国内和解委員会（CNR）創設
1988年11月	国民対話（DN）召集
1990年 3月	オスロ基本合意
6月	エル・エスコリアル合意（URNGと9政党）
9月	オタワ会談（URNGとCACIF）
9月	キト宣言（URNGと宗教団体）
10月	メテペク宣言（URNGと労組・民衆組織）
1991年 4月	セラノ大統領の全体的和平イニシアチブ提案
4月	直接交渉の開始とメキシコ合意
7月	ケレタロ合意
1992年 4月	URNGの和平プラン提案
1993年10月	デレオン政権の和平プラン提案
1994年 1月	直接交渉再開
3月	包括的人権合意
6月	真相究明委員会の設置合意
6月	難民の再定住問題に関する合意

の登場とならんで、冷戦後、民族問題に対して国際的な焦点が当たり始めたことが、この時代遅れの武力紛争に国際的な注目が集まるという逆説をもたらしたと言えよう。また、民族問題とは切り離し得ない武力紛争の解決と平和の構築に際して、後述のように幅広い国内諸セクターの参加を保障しながら国内の合意形成が試みられていることは、ひとつのモデルとなりうるのではないだろうか。

以下、多大の困難を抱えながらも、先見的な要素をもつグアテマラの和平プロセスについて、各交渉アジェンダの意義と問題点を中心に考察するとともに、国際社会の役割について言及してみたい。

* 1 両国が直面する困難については、『ラテンアメリカ・レポート』Vol. 11 No.2 1994年6月号

取の諸論文で多面的な議論が展開されている。

- * 2 中米におけるこの分野の代表的な研究機関である、グアテマラの IRIPAZ (Instituto de Relaciones Internacionales y de Investigación para la Paz), コスタリカの平和大学および FLACSO (Facultad Latinoamericana de Ciencias Sociales) の研究を参照。
- * 3 1994年3月29日のメキシコにおける包括的人権合意の調印式にて、グールディン国連事務次長が引用。席上、グールディンは人権合意の検証にあたる国連人権監視団のグアテマラへの派遣を「国連の最優先事項」と発言した。Noticias de Guatemala, Año XVI Num. 216, p.4.
- * 4 O'Kane, Trish, "El país que 'cambia' y el país real," *Envío*, No.150, julio 1994, pp.32-36.

2 グアテマラ紛争の「成熟」と転換

1. 紛争の「成熟」と仲介

1980年代初頭のジェノサイド戦略によって URNG の戦闘能力と活動基盤の大半を破壊したグアテマラ政府・軍部が、なぜ91年に軍事的勝利路線から交渉による政治的勝利路線に転換し、断固として拒絶し続けてきた「テロリスト犯罪者集団」との直接交渉に踏み切ったのだろうか^{*5}。さらに、なぜ94年になって国連による検証の受諾にまで譲歩したのであろうか。紛争解決理論では、紛争の「成熟点」という概念で説明される。これは以下の要件が満たされ、交渉の仲介が開始される局面を意味する。

- (1) 紛争の複雑化と時間の長期化
- (2) 紛争当事者間による紛争管理の行き詰まり
- (3) 紛争のエスカレーションによるコストの増大
- (4) 紛争当事者間の状況打開への模索^{*6}

グアテマラのケースでは、(3)の中米和平合意の締結後の国際環境の変化がもたらすコストの増大、ならびに(4)の国内和解委員会と国連事務総長友好

国グループの成立による仲介努力の開始がとりわけ重要であろう。

コストの増大については、エルサルバドルとは異なり、URNG 側の攻勢による政府側の軍事コストの増大を意味しない。グアテマラにおいては、国際的圧力と仲介努力の増強が、紛争の交渉による解決を求める国内の社会運動に反映され、直接交渉を拒否する政府・軍部に対して国内外での政治的コストの増大をもたらしたと考えられる。グアテマラ政府は、1980年代初頭に国際的孤立状態に陥ったのち、民政移管によって国際社会への復帰を果たしたものの、人権状況の悪化により、80年代末になると国連人権委員会や米州人権委員会等の場で、国内外の多くの人権団体から再び激しい非難を浴び始める。軍部の公式見解では、人権非難はすべて URNG の外交戦略であると一蹴していたものの、軍内部では対外的に人権問題を克服できなければ、状況の打開は困難であるとの認識を抱くグループの発言力が高まり、人事異動にも反映され始めた。交渉を拒否したまま軍部への国際的非難を招き続けるよりも、軍部の組織的利益を守るためにはある程度の譲歩も止むを得ないとする集団が台頭し始めるのである。「強硬派」に対して「組織擁護派」(institucionalistas) と呼ばれるこの集団は、91年の時点で軍内部で着実に勢力を増しつつあった。

同時に、人権侵害を理由に1990年になって ODA の直接供与を停止したドイツや91年に米国市民が犠牲者となった軍部の人権犯罪の解明と約600万ドルの軍事援助の凍結解除をリンクさせた米国政府の新政策、グアテマラにおける和平交渉促進への国連の働きかけを支援するために結成された国連事務総長友好国グループ(ノルウェー、メキシコ、コロンビア、ベネズエラ、米国)による仲介努力などの国際的圧力が、政府・軍部に対して戦争継続へ

の政治的経済的コストの増大をもたらしたことは疑い得ない。そのうえで、和平合意が締結されぬ限り、グアテマラは NAFTA の候補者として検討にすら値しないという米国政府の声明は、強力なグアテマラ財界(CACIF)の近代的部門を中心とする企業家集団に衝撃を与え、交渉への流れを加速させていったと見られる。

仲介努力については、低強度 (low intensity) から高強度へ至るプロセスとして捉えられる。強度が高まるにつれて、紛争当事者に対する合意受諾への圧力が強まっていくわけである。低強度とは、仲介者による紛争当事者間のコミュニケーション回路の形成を意味し、交渉の中身と手順の設定と受諾の働きかけを経て、高強度な仲介努力では紛争の原因解決にまで踏み込んだ提案が行なわれる*7。グアテマラのケースでは、中米和平合意を受けて創設された国内和解委員会が、まず仲介努力を開始する。同委員会は、紛争当事者間の直接会話への環境づくりとして、1990年に URNG との間でオスロ基本合意を締結し、90年を通じて URNG と国内諸セクターとの会談を仲介し、経済界(CACIF)を除く各セクターとの共同声明を発表させるという成果をあげた。したがって、オスロ基本合意は、紛争当事者間の一致点と対立点を明確化し、対話と交渉に必要な働きかけを双方に行なうという低強度の仲介努力の始まりを意味する。仲介の強度は、91年4月のメキシコ合意で中強度に、94年の人権合意締結へ至る交渉において高強度に移行していったと考えられる。

グアテマラにおける仲介努力には、いくつかの特徴が見られる。第1は、国内和解委員会が当初から停戦後の平和の建設を展望して、市民社会の各セクター間の広範な国民対話をお膳立てしたことである。1989年3月に着手された国民対話は、およそグアテマラ社会の抱えるあらゆる問題の分

野別協議の場として、二つの重要な成果を残した。一つは、当事者間の秘密裏で排他的な和平交渉に対して、各セクターの要望を国内和解委員会の名で提示し、交渉アジェンダの対象範囲を拡大したことである。さらに、94年5月には市民社会の11セクターの代表67名が参加する市民団体会議(ASC)の創設をもって、和平プロセスへの市民社会の参加メカニズムが作り出されたことである*8。いま一つは、それまでゲリラないしそのフロントとして軍部による迫害の標的となっていた民衆組織やマヤ民族組織に正統性を付与し、軍部との会談の機会等を作り出すとともに、セクターや民族、活動地域の相違を横断するフォーラムや連絡会議が結成され、組織間の結束が高まっていった点である。

ただし、オスロ基本合意の枠内では、URNG とマヤ民族との会談がセットされなかったばかりか、各セクターとの会談にさえマヤ民族組織の代表は招待されていなかった。とりわけ、キトにおける宗教団体との会談にマヤ民族の代表が招かれなかったことは、マヤ宗教者の間で激しい批判を呼び起こした。「先住民族のアイデンティティと権利」が交渉アジェンダとして初めて組み込まれたのは、91年4月のメキシコ合意である。

第2の特徴は、現在までの和平プロセス全体に共通することであるが、国内和解委員会の代表を務めるケサーダ司教とカトリック司教団の強い影響力である。司教自身は、conciliador (調停者) を名乗り、ロー・プロフィールを装ってはいるが、カトリック司教団の意向と権威を十分に用いて、1991年のメキシコ合意から94年の人権合意への立役者となったと言われている*9。通常、和平交渉では第三国の中立で不偏不党な仲介者が有効であるとされるが、グアテマラでは名門出身の司教を頂点に抱く名士たちからなる国内和解委員会が、紛争当事者間および市民社会との合意形成を仲介、

調停してきたのである。

グアテマラのカトリック司教団は、1998年に発表された教書『土地を求める叫び』に代表されるように、タブー視されてきた根底からの農地改革の必要性をマヤの宇宙観を引用しながら訴えるなど、同国の構造的暴力を激しく正面から告発することで世界的に知られている。また、92年の教書『福音の500年』では、グアテマラにおけるカトリック教会の歴史的な誤りと罪について先住民族に対して公式に謝罪するとともに、民族和解への願いと貢献を表明している。このように、グアテマラにおける和平交渉の仲介は、国内の中立でも不偏でもない(partial insider)、多数者の視点を選択した人物によって担われたのである。

第3の特徴として、いわゆるミドルパワー諸国による仲介努力の積み重ねが政府・軍部の交渉受諾に大きな影響を及ぼした点を指摘できる。政府・軍部が「テロリスト犯罪者集団」と規定してきたURNGと市民社会の諸セクターとの会談を国内和解委員会とともに準備し、会場を提供したノルウェー、スペイン、エクアドル、カナダ、メキシコの貢献は、とりわけ称賛に値しよう。これら諸国の在グアテマラ大使館への脅迫行為が続いたことは、マスコミ報道を通して知られており、かなりのリスクを伴うものであったことが窺い知れる。

さらに、北欧諸国やEC(当時)は、グアテマラ政府への援助の直接供与を停止ないし削減する反面、難民や国内帰還難民の支援、NGOを通じた草の根開発、グアテマラの民間調査機関による人権調査や社会開発調査に資金を提供している。また、これら諸国の現地大使館が、国内和解委員会や諸宗教団体が主催する市民団体との会合に積極的に参加し、時にはジャングル地帯まで足を運んで軍部がゲリラのフロントや支持基盤と命名する民衆組織や先住民族団体との会合を繰り返しているこ

とは、人道援助と相まって人権擁護に不可欠な諸制度の構築に大きな貢献をなすものである。国連人権委員会の報告書が毎年指摘するように、これら民衆組織の活動が保障されることは、グアテマラにおける平和と民主化の促進のための必要条件であることは言うまでもない。

国連による調停と検証活動の開始は、以上のような仲介努力があつて初めて可能となったと言える。近年、グアテマラ平和と人権問題、民族問題に対する日本社会の関心が徐々に高まりを見せており、市民団体による現地での協力活動も開始されている。この意味で、和平プロセスへの日本政府の積極的な貢献が、日本国内はもとより、国際的にも、またグアテマラの民衆組織や人権団体の間でも期待されている。

2. 紛争の転換

紛争解決理論における「転換」とは、一つには安全保障の概念を対外的安全保障から国内的安全保障に転換したうえ、イデオロギーと軍事領域から人権問題へ転換することを意味する。さらに、国内安全保障の問題を、人権保障の観点から捉えて、人権侵害を市民と国家の双方の安全に対する脅威と規定し直したうえで、紛争当事者に対して市民的・政治的権利と社会的経済的権利を不可分な人権として認知させることを意味する*10。中米和平合意からエルサルバドルにおける人権合意の成立に至る過程は、この転換の成功例と見なしうる。

グアテマラにおいても、1991年に発表されたセラノ大統領の「全体的和平イニシアチブ」から93年10月の国連総会でデレオン政権が発表した和平プランを経て、包括的人権合意へ至る提案内容の変化を分析するならば、この転換が少なくとも表面的には成功したと判断しうる。転換が重要性

をもつ理由は、暴力の意味内容が武力紛争や人権弾圧などの人体への直接的攻撃のみならず、不平等な社会経済構造ならびに人種主義や民族差別に代表される文化領域をも含む間接的暴力にまで広がるためである。これはすなわち、平和の概念の拡大をそのまま意味し、和平プロセスの交渉アジェンダの設定に大きな影響を及ぼすのである。

グアテマラにおけるこの転換は、ノーベル平和賞を受賞することになるコスタリカのアリアス元大統領の思想を強く反映した1987年の中米和平合意における幅広い平和の概念規定、ならびにこれを履行すべく創設されたグアテマラの国内和解委員会の努力によって実現されたと考えられる。ネオリベラリズムの全盛時代には、このような概念規定は望むべくもないだろう。この意味でもグアテマラの和平プロセスは、中米和平合意の精神を遵守したものであると同時に、ネオリベラリズムが新たに作り出す社会の亀裂の解決を目指した現代的な意義があるものと考えられる。

* 5 1991年までの和平プロセスについては、以下を参照。石井章「中米紛争終結への動き」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol. 9 No. 1 1992年3月)/IRIPAZ, *Cronologías de los procesos de paz: Guatemala y El Salvador*, Guatemala, IRIPAZ, 1991.

* 6 Padilla, Luis Alberto, “La intermediación: un análisis comparativo,” *Revista del IRIPAZ*, Año 2 No.4, p.131.

* 7 同上書 134～135ページ。

* 8 ASCを構成する11セクターは次のとおり：政党、経営者、宗教団体、民衆組織、労働組合、協同組合、マヤ民族、NGO、報道機関、人権組織、女性団体。

* 9 ケサーダの役割を指摘した論評として、Alvarez, Tulio, “La sociedad civil afina instrumentos,” *Noticias de Guatemala*, Año XVI, Núm. 217を参照。

* 10 Padilla, 前掲書, 134～135ページ。

3 包括的人権合意と交渉アジェンダ

1. 人権合意と真相究明委員会

1994年3月に締結された人権合意の骨子は次のとおりである。

- (1) 人権保障制度の強化：司法制度の改革と人権擁護官の権限の強化。
- (2) 人権犯罪の免責 (impunidad) の廃止：強制的失踪や超法規的殺害に関する刑法の改正ならびに人権犯罪に関する軍人の法的特権の廃止。
- (3) 非合法治安機関の解体。
- (4) 住民の自警団(PAC)への参加の意志の有無を人権擁護官が確認する。政府はPACの新たな結成を推進しない。
- (5) 強制的差別的徴兵の廃止。和平合意後に新たな徴兵令を制定。
- (6) 人権団体の保護と活動の保障。
- (7) 国連監視団による検証。

民政移管後にグアテマラ政府は、人権擁護官制度の創設をはじめ人権保障のための種々の制度を打ち出したが、ほとんど全く効果がでていない^{*11}。このため国連人権委員会の特別報告官と独立専門家による報告書は、文民政権による改善点を積極的に評価する「建設的アプローチ」から、人権侵害を引き起こすグアテマラ社会の構造的要因をストレートに指摘し、政府・軍部に対して数多くの勧告を掲げるアプローチに変化してきた。とりわけ、国連人権委員会から独立専門家としてグアテマラに派遣されたクリスチャン・トムシャットとモニカ・ピントのこの数年の報告書に見られる勧告は、人権合意の内容に大きく反映されたものとなっている。

だが、人権合意の締結にもかかわらず、人権状況はかえって悪化傾向にある。先住民族の男性のみを対象とする強制的差別的徴兵に関しても、1994年4月の米州人権委員会による改善勧告の国防大臣による受諾声明にもかかわらず、改善が見られない。多くのマヤ民族の組織や民衆組織が解体を強く要求してきた PAC(住民の自警団)についても、かえってその増強と「平和と開発委員会」への転換を通じた存続政策が打ち出されている。このような現実を前にすると、グアテマラにおける人権保障には単なる制度的改革では不十分であり、とりわけ80年代以降のグアテマラ社会を特徴づける暴力と恐怖の文化に代わり、寛容と民主主義の文化の育成が要請されるというモニカ・ピント報告の指摘は説得力をもつ。問題は、そのための効果的な方法に関する合意形成が困難な点にある。

この点、6月13日にオスロにて政府・軍部と URNG が、国連の調停者を長とする真相究明委員会の設置と30年以上にわたる人権侵害について調査することに合意したことは、和平プロセスの一つの前進として評価される。これに対して、グアテマラ国内の人権団体や民衆組織は調査期間が1年以内と不十分であることや、調査に際しては人権犯罪の責任者の個人名を明記しないなど当初から恩赦を盛り込んだ内容であり、真相究明委員会の活動が事前に骨抜きにされているとの批判を加えている。もっともな批判ではあるが、これまで軍部の激しい反発のために交渉アジェンダに組み込むことさえできなかったことを考えるならば、国連が関与する真相究明委員会の設置にとりあえずこぎつけた成果は大きいと言える。

政府・軍部が起こした市民に対する体系的な人権侵害の真相究明は、人権保障体制の確立のための前提条件として、チリ、アルゼンチン、エルサルバドルで実施されてきた。これは過去に激しい

人権侵害が行なわれた国における人権の保障には、まず、人権侵害の真相を究明し、人権犯罪が免責され続けてきた構造を解体することが不可欠であるとの認識がラテンアメリカにおいて定着しつつあることを示すものである。人権犯罪の免責構造とは、人権犯罪を犯した者が決して法的に処罰されないという確信、および被害者が決して告発を行わず、司法調査が実施されないという二つの確信から成立している^{*12}。グアテマラはこの典型例として国際的に知られていたが、人権犯罪の犠牲者らがつくる諸団体や国内外の人権団体による近年の精力的な活動に加えて、ノルウェーと米国政府による説得工作が効を奏して「真相を求める権利」が人権の新たな構成要素としてグアテマラにおいても認知されはじめたのである。

1994年8月にグアテマラ入りを予定されている国連人権監視団とともに、真相究明委員会の活動によって人権保障体制がグアテマラに根をおろすことができるかどうか、今後の和平プロセスの展開のうえでの重要な指標となろう。

2. 交渉アジェンダ

人権合意と同時に、以下の交渉アジェンダとスケジュールに関する合意が成立した。

- (1) 武力紛争により出身地を追われた住民の再定住。合意調印予定は1994年5月。
- (2) 先住民族のアイデンティティと権利。同6月。
- (3) 社会経済的側面と農業状況。同7月。
- (4) 民主主義社会における文民権力の強化と軍部の機能。
- (5) URNG の政治社会への再統合の基盤と最終的停戦合意。(4)と合わせて9月に調印予定。
- (6) 憲法改正と選挙制度の改正。10月に調印予定。

(7) これまでの合意の履行と検証のためのクロ
ノロジー。同11月。

(8) 断固たる持続的和平合意の調印と武装解除
の開始。同12月。

7月中旬の時点では、(1)の合意が成立したのみ
である。6月17日にオスロで調印された合意では、
出身地を追われた人々の定義、彼らの再定住の保
障と生産活動への支援など30項目に及ぶ合意事項
が列記されている。しかしながら、細則の規定は
今後の課題であり、政府の義務および権限と再定
住民の権利の間に矛盾点が見られたり、履行の期
限が明記されないなど、解釈をめぐる紛糾が十分
予想される。

たとえば、国連の推計によれば、グアテマラの
国内避難民は約19万人とされるが、避難民自らが
結成する国内避難民協議会 (CONDEG) は100万人
という数値をあげており、個々の避難民の認定を
めぐっても大きな混乱や対立が待ち受けている。
また、国外難民はメキシコに約20万人(うち国連に
認定された難民は1994年7月の時点で4万2000人前後)、
ベリーズに2万2000人存在する。

国内避難民と国外難民が共通して直面する問題
のなかでも最大のものが、土地の喪失と家族およ
び共同体の崩壊である。親族を殺害された末の12
年間におよぶ難民生活の間に、グアテマラ政府は
彼らの土地を「自発的に放棄された土地」と決め
つけ、軍部の手で土地なし農民の植民政策が推進
され、軍部の管理の下で「モデル村」や開発拠点
が形成されてきた^{*13}。

他方、1980年代末から国内避難民と国外難民の
組織化と権利要求活動が活発化しており、「弾圧か
ら生まれた民衆セクター」として国内外で認知さ
れるに至っている。国内和解委員会もこのセクタ
ーとの会談を重ね、1994年5月には市民団体会議
(ASC)の名で政府への要求項目が提出されている。

その内容は、単なる奪われた資産の回復や最低限
の生活基盤の保障要求とは異なり、市民としての
政治的・経済的権利の保障と再定住地の発展にかか
わる政策の立案・決定過程への参加、マヤ民族の
文化と生活形態の尊重が基盤となっており、この
数年間の民衆運動の質的成長が読み取れる^{*14}。今
回の合意にもASCの要求項目の多く、とりわけマ
ヤ民族と女性の土地に関する権利が盛り込まれて
いる反面、民衆組織の自立を恐れる軍部との間の
妥協の産物という性格は否めない。

土地問題とならんで再定住地域の軍事化、すな
わち軍部およびPACの活動の活発化や徴兵制度の
存続が合意履行へのもう一つの大きな障害となっ
ている。国連人権委員会の1992年と93年の報告書
の表現を借りるならば、グアテマラでは国家の抑
圧機構が分権化されており、軍部から各共同体の
PACへと権限が委譲されている。PACのメンバ
ーは、政治状況を敵か味方かの二分法で判断する
よう教え込まれているため、文民政府の統制や司
法機関の権限が末端部では及ばないのである^{*15}。
軍人やPACに目の前で親族を殺害された女性や子
供たちの心理的リハビリのためにも、農村部の非
軍事化は急がれる課題であるが、合意文書ではこ
の点に関する直接的な言及が回避されている。

国内避難民と国外難民を合わせて少なくとも20
万人をはるかに上回る人々の再定住には、グアテ
マラ政府の負担能力をこえた莫大な資金が必要と
される。再定住と自立化支援に係わるプロジェクト
は、政府および再定住民の代表との協議のうえ
で国連開発計画 (UNDP) が管轄して進めることで
合意が成立している。和平プロセスの要の一つで
もある再定住問題への資金面での国際協力が急が
れる。

(2)の「先住民族のアイデンティティと権利」に
関する交渉は、いまだに着手されていないが、URNG

およびマヤ民族の諸団体のスタンスと要求はすでに公表されている。URNGは、1992年の和平提案でこの問題に関する立場を明らかにし、先住民の正当な代表による和平交渉への直接参加が不可欠であると言明した。正当な代表の定義は不明だが、URNGではないことを自ら認めただうえで、四つの権利を規定している。すなわち、文化的権利＝言語の尊重と信仰の自由、歴史的アイデンティティを維持発展させる権利、政治的権利＝社会のあらゆるレベルでの先住民の代表性の保障、および言語と慣習法、経済的ニーズにもとづく行政区分の再規定、経済的権利＝正当な土地の回復の四つである^{*16}。

他方、当然のことながらグアテマラのマヤ民族の間には思想的潮流、政治的立場、他の民衆組織との関係などをめぐり、種々の組織が存在する^{*17}。だが、ASCへの参加に際しては、マヤのさまざまな思想と組織の出会いの場としてマヤ民族諸団体連絡会(COPMAGUA)を結成し、団結とコンセンサスにもとづき要求を訴えるスペースの創出に成功している。

1994年5月30日には、COPMAGUAの名でASCに対してマヤ民族のアイデンティティと権利に関する膨大な要求が提出されている。以下に、これまでの諸要求の骨子を紹介する。要求はまず、マヤの宇宙観における平和の概念規定と現状認識から始まる。「私たちの祖先と今日のマヤ民族にとり、平和は男と女の間、異なる諸民族の間、人類と生態系ならびに宇宙の間の兄弟として調和のとれた共存を意味する。この調和と共存は、政治的、経済的、社会的、文化的な基本的権利の十全かつ総合的な行使のうえにはじめて達成される」。だが、「マヤ民族にとり、調和と共存は三度のホロコーストで破られた。すなわち1524年のスペイン人の侵略、1871年に始まる資本主義の浸透、1978年に

始まる反乱鎮圧作戦である」。今日に至るまでグアテマラの国家は「統一主義、同化主義、中央集権主義、階級差別主義、軍国主義、自民族中心主義」に特徴づけられる構造を依然として有している。

グアテマラにおいてマヤ民族が目指す社会とは、「民主的で公正で人道的な生活、相互尊重と平和的共存が保障され」、「マヤの宇宙観にもとづき民族としての発展が認められる社会」である。そのための要件として、以下の6項目が要求されている。

- (1) 憲法と法律によるマヤ民族の認知：マヤのルーツと歴史的権利、宇宙観にもとづく組織形態、社会、政治、言語、文化、教育、宗教、その他の領域における固有の表現形態の認知。
- (2) 政策立案・決定・実施・監査への参加：政治、社会、経済、法律、文化に関するあらゆるプロジェクトへのマヤの共同体および民族としての完全な参加の保障。
- (3) マヤ民族固有の権威の認知：グアテマラ国家を認め、憲法の枠内で、マヤの歴史と宇宙観ならびに共同体の意志決定に従い、地方から全国に至るあらゆるレベルにおけるマヤの権威の全形態の再建。
- (4) 母なる大地への歴史的権利の保障：共有地に対する正当な権利の回復、および母なる大地への歴史的権利の憲法での認知。1524年以来、今日に至るまでのマヤの土地の収用と接収の調査、ならびに詐欺と弾圧により剥脱された土地の返却。
- (5) 二言語教育とマヤの教育に対する権利：教育計画の策定へのマヤ民族の完全な参加とマヤの真の歴史、道義的民族的価値の反映。
- (6) 社会の非軍事化：PACその他の準軍事組織の解体および共同体に対する抑圧機構の即時解体^{*18}。

以上の要求がマヤ民族の名で公表されること自体が、グアテマラにおける支配集団の恐怖心を招くことは予想に難くない。だが、これらの要求項目は、和平プロセスの一環として国民和解委員会からASCに至るさまざまな場で、マヤ民族以外の多くのセクターとの協議を経て提出されたものであり、紛争終結と平和の構築のためには、もはや避けられない課題となっている。一読して分かるように、ここには1524年以來のグアテマラの歴史に対するマヤ民族からの和解の提案と500年にわたる戦後補償の要求が盛り込まれている。このような要求項目が一つ一つ履行されることは、政治、経済、社会、文化の諸領域におけるマヤ民族とその他の諸セクターとの関係が根底から新たなものに生まれ変わっていくことを意味する。平和という概念をマヤ民族の提起に従って、複数の民族同士、および人類と生態系の調和と共存として理解するならば、問題はグアテマラにおける紛争解決を超えて、現代国際社会にそのまま係わるものとなる。この意味でグアテマラ和平プロセスは我々にとり一つの重要な試みであり、国際社会の積極的かつ熟慮された支援が望まれるのである。

*11 Lawyers Committee for Human Rights, *Abandoning the Victims: The UN Advisory Services Program in Guatemala*, New York, Lawyers Committee for Human Rights, 1990の分析が詳しく、的確である。

*12 La Rue, Frank, "El debate de la comisión de verdad," *Noticias de Guatemala*, Año XVI,

Num. 217, pp.3-5.

*13 国外難民, 帰還難民, 国内避難民の状況については以下を参照。AVANCSO, *¿ Dónde está el futuro? Procesos de reintegración en comunidades retornados*, Guatemala, AVANCSO, 1992/Falla, Ricardo, *Masacres de la selva*, Guatemala, Editorial Universitaria, 1992/CEPAL, *El impacto económico y social de las migraciones en Centroamérica*, Santiago de Chile, CEPAL (Estudios de Informes de la CEPAL 89), 1993.

*14 "Planteamientos y propuestas de consenso: Reasentamiento de las poblaciones desarraigadas por el enfrentamiento armado," *Noticias de Guatemala*, Año XVI, Num. 217, pp. 29-31.

*15 *Report by the Independent Expert, Mr. Christian Tomuschat, on the Situation of Human Rights in Guatemala*, United Nations E/CN. 4/1993/10, 18 December 1992, pp. 54-55, 106-107/*Informe de la Experta Independiente, Sra. Mónica Pinto*, Naciones Unidas, E/CN.4/1994/10, 20 de enero de 1994のB項を参照。

*16 URNG, *Guatemala: una paz justa y democrática*, Comandancia General, 1992.

*17 Bastos, Santiago; Manuel Camus, *Quebrando el silencio : organizaciones del pueblo maya y sus demandas (1986-1992)*, Guatemala, FLACSO, 1993がもっとも体系的である。

*18 León, Juan, "La participación Maya en el proceso de Paz," *Noticias de Guatemala*, Año XVI, Num. 217. pp.19-20/"Propuesta de la COPMAGUA a las ASC," *Noticias de Guatemala*, Año XVI, Num. 218, pp.31-35.

(ごさき・ともみ/専修大学助教授)